

兵庫県公報

平成25年5月14日 火曜日 第2491号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成17年兵庫県告示第634号（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定）の一部改正（災害対策課）	1
○平成25年度クリーニング師試験の実施（生活衛生課）	1
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	4
○同上（同）	4
○保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	5
○同上（同）	5
○同上（同）	6
○同上（同）	6
○同上（同）	6
○同上（同）	7
○同上（同）	7
○同上（同）	8
○同上（同）	8
○同上（同）	9
○同上（同）	9
○同上（同）	9
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	10
○道路の位置指定（建築指導課）	10
公 告	
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	10
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
公安委員会告示	
○地域交通安全活動推進委員の委嘱	11
正 誤	
○平成25年4月19日付け兵庫県公報第2484号中	17

告 示

兵庫県告示第734号

平成17年兵庫県告示第634号（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年5月14日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「明石淡路フェリー株式会社

明石市中崎2丁目7番1号」を削る。



兵庫県告示第735号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成25年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成25年5月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成25年8月30日（金）午前10時から

2 試験場所

神戸市東灘区御影中町8-4-14 BEAUTY ARTS KOBE 日本高等美容専門学校

3 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等（神戸市にあっては各衛生監視事務所、姫路市、尼崎市及び西宮市にあっては各保健所。以下同じ。）において配布する。

イ 写真1枚

出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦7.0センチメートル、横5.6センチメートルのものとし、その裏面に氏名を記入したもの。

ウ 履歴書

エ 受験資格を証する書類

卒業（修了）証明書の原本、卒業（修了）証書の写し、資格認定書の写しのうちいずれか。ただし、写しの場合は、提出先の健康福祉事務所若しくは保健所等又は兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課において、本証と照合し、相違ない旨の確認を得たもの。

オ 受験者の氏名等が上記エに掲げる書類に記載されている氏名等と異なる場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人にあっては、住民票の写しその他の当該者に係る書類であることを証する書類）を提示すること。

(2) 提出期間

平成25年7月22日（月）から同月29日（月）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に原則持参すること。ただし、県外居住者は、郵送により提出することができる。

なお、県外居住者が郵送する場合は簡易書留とし、平成25年7月29日（月）までの消印のあるもの限り受け付ける。

(3) 提出先

ア 兵庫県内に住所を有する者

住所地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等

イ 兵庫県内に住所を有しない者

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課

なお、兵庫県内のクリーニング所に勤務する者で、受付時間内に上記ア又はイに提出することが困難な者については、就業地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等に提出することができる。

(4) 手数料

7,000円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後、手数料は返還しない。

6 携帯品

受験票、筆記具（黒鉛筆及び消しゴム）、昼食、カッターシャツ1枚（しめしこみを済ませておくこと。）

【カッターシャツの規格】

えり付き、大人男性用、白無地、長袖、綿100パーセント、形状記憶処理のしていないもの、背中にタックのあるもの、事前にプレスされていないもの

7 合格者の発表

(1) 日時

平成25年 9月30日 (月) 午前10時

(2) 場所

兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等において合格者の受験番号を掲示する。



兵庫県告示第736号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市道場土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	岡 田 厚 尋	神戸市北区道場町塩田1879番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	岡 田 中 正	神戸市北区道場町塩田1775番地の1

神戸市大沢土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	辻 井 良 衛	神戸市北区大沢町日西原845番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	岩 形 孝 司	神戸市北区大沢町日西原933番地

神戸市菅野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	石 井 健 兒	神戸市西区櫛谷町菅野299番地
同	加 藤 邦 彦	同 市同区櫛谷町菅野285番地
同	鴨 谷 導 受	同 市同区櫛谷町菅野83番地の2
同	山 崎 輝 國	同 市同区櫛谷町菅野631番地
同	石 井 勝 茂	同 市同区櫛谷町菅野307番地
同	二 星 春 生	同 市同区櫛谷町菅野821番地
同	朝 堀 聡	同 市同区櫛谷町菅野850番地
監 事	大 谷 泰 彦	同 市同区櫛谷町菅野504番地
同	石 井 良 英	同 市同区櫛谷町菅野23番地の2
同	加 藤 誠 身	同 市同区櫛谷町菅野283番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	石 井 健 兒	神戸市西区櫛谷町菅野299番地
同	石 井 勝 茂	同 市同区櫛谷町菅野307番地
同	朝 堀 聡	同 市同区櫛谷町菅野850番地
同	石 井 康 雅	同 市同区櫛谷町菅野26番地
同	山 崎 輝 國	同 市同区櫛谷町菅野631番地
同	石 井 良 英	同 市同区櫛谷町菅野23番地の2
同	加 藤 誠 身	同 市同区櫛谷町菅野283番地
監 事	大 谷 泰 彦	同 市同区櫛谷町菅野504番地
同	加 藤 典 公	同 市同区櫛谷町菅野312番地
同	河 合 孝 治	同 市同区櫛谷町菅野823番地



兵庫県告示第737号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
奥野村土地改良区	平成25年 4月 8日



兵庫県告示第738号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市和田山町高生田字奥山田591、592の3、593の1から593の3まで、595、596、597の1から597の3まで、598の1から598の4まで、599、600の1、600の2、601から603まで、606、607、字小谷67、字扇谷100、101、102の1、103の1、103の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字奥山田597の1・598の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）593の1から593の3まで、597の2、597の3、598の3、598の4
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第739号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市和田山町内海字ワラゴ147の1、148から151まで、151の1、152の1から152の9まで、153の1、153の3、154の1、155
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ワラゴ147の1・148・153の1・153の3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第740号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市八鹿町八鹿字大森1962・1962の3・1962の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1962の12

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第741号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市三宅字早詰214の4

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字早詰214の4（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第742号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市大谷字スガマチ293の1、字向山294の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第743号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市尾崎字熊ヶ平406の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第744号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市吉井字大池35
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第745号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市吉井字九鹿林39、40
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第746号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市出合字シヲ谷1の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第747号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市出合字松谷 6、7
 - 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第748号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市和田山町藤和字コリ谷3090の1から3090の3まで、3091、3092、3093の1から3093の5まで、3094の1から3094の5まで、3096の1、3096の2、3097の1、3097の2、3098の1、3098の2、3099、3100、3101の1、3102、3103の1、3103の2、3104、3105、3106の1、3106の2、3107、3108
 - 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第749号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市物部字賀久志谷15の1、15の3から15の5まで、18から26まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字賀久志谷15の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第750号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市佐囊字カンダニ150の2、150の3
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字カンダニ150の2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



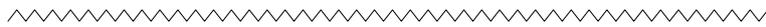
兵庫県告示第751号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市物部字賀久志谷15の1・字岩倉144の1・145・字横田147の2・149の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年5月14日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年5月14日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 篠山山南線	丹波市山南町青田字森元563番から 同 市山南町太田字柿木谷2002番1まで	旧	12.0から 16.0まで	86.0	予定地
		新	12.0から 22.0まで	86.0	



兵庫県告示第753号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24西播位置 0014号	25. 4. 24	宍粟市山崎町中字水通り470番の一部	6.00	54.68

公 告

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ラ・ムー福崎店
 所在地 神崎郡福崎町南田原字川田2934ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により福崎町から聴取した意見の概要
 - (1) 歩行者の通行の利便性確保についての配慮
 店舗駐車場出入口では、一旦停止の標識等により歩行者通行の安全性・利便性の確保に努められたい。
 - (2) 交通安全についての配慮
 店舗新設に伴い交通量が増加し、交通の流れも変化すると考えられるので、交通事故の防止に努められたい。特に、オープン当初は周辺道路の交差点も含めて交通整理員の配置を行う等、適切な交通安全対策を施されたい。
 - (3) 騒音防止についての配慮
 店舗周辺に民家があることに配慮し、夜間騒音を抑制し、良好な風紀を維持できる体制を整えられたい。
 - (4) まちづくりへの配慮
 地元の個人商店等と連携しながらまちの活性化に努めていただくため、福崎町商工会と協議し、同会員となった上で店舗立地されたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 平成25年 5月14日から 1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市曾根町字平398番1、399番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市東神吉町神吉883番地の2
有限会社エステートフルヤ 代表取締役 古 屋 智 浩
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年 1月 4日
兵庫県指令東播(加土)(建)第1-21号(24高砂)

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第157号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成25年 5月 1日付で地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号)第1条第2項の規定により公示する。

平成25年 5月14日

兵庫県公安委員会
委員長 橋 本 猛 伸

委嘱をした者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域

春 木 勝 英	東灘警察署 (078) 854-0110	東灘警察署の管轄区域
山 本 悦 夫		
山 川 孫四郎		
祐 実 富士代		
渡 部 健		
中 野 カヅ子		
柴 谷 正 男		
福 井 道 明		
牛 丸 勉		
小 堀 和 雄		
北 岡 英 希		
藤 原 直 彦		
宗 田 進 一	灘警察署 (078) 802-0110	灘警察署の管轄区域
仲 川 幸 子		
野 田 比 奈		
土 橋 イサ子		
久 保 春 美	葦合警察署 (078) 231-0110	葦合警察署の管轄区域
金 氣 宏 明		
山 口 清 子		
川 畑 房 子		
齋 藤 勇	兵庫警察署 (078) 577-0110	兵庫警察署の管轄区域
川 田 陽太郎		
井 上 良 洋		
小 林 幹 生		
樋 口 常 子	長田警察署 (078) 578-0110	長田警察署の管轄区域
滝 明 孝 至		
山 本 房 江		
竹 村 建 子		
杉 山 慶 子	須磨警察署 (078) 731-0110	須磨警察署の管轄区域
鷲 尾 澄 雄		
滑 川 悦 子		
前 田 昭 子		
菅 野 美知子		
岡 竹 重 信		
加 藤 彦 志		
佐々木 修 二		
鳥 田 詔 一		
橋 本 洋 子		
坂 田 昭 弘		
小 山 眞知子		
丸 山 恵美子		
鶴 留 文 恵		
蛭 子 武 年		
丹 山 由美子		
杉 尾 須美子		
美 田 周 三		
伊 藤 文 雄		

田 中 和 子				
垂 井 和 子				
福 井 福 子				
中 塚 貞 義				
久 谷 千 恵 子				
西 原 保 子				
河 崎 妙 子				
斉 藤 章 江				
志 水 俊 昭				
岡 田 基 治	垂水警察署 (078) 781-0110	垂水警察署の管轄区域		
加 古 幸 子				
平 井 正				
多 鹿 知 子				
前之園 壽				
大 塚 弘 志				
平 石 喜 代 子				
間 中 一 幸				
坂 部 兼 二				
南 奈 美 男				
吉 岡 早 苗				
藤 原 ヒロ 子				
小 林 昌 夫				
森 口 正 義				
森 田 ち ゑ				
岡 山 勉				
鈴 木 雄 一				
鈴 木 貴 史			神戸水上警察署 (078) 306-0110	神戸水上警察署の管轄区域
中 山 隆 司				
西 村 慎 一 郎				
御 手 洗 長 明				
田 中 哲 雄				
高 木 豊				
高 土 隆 輔				
洲 本 た ま 枝				
後 藤 萬 壽 夫	神戸西警察署 (078) 992-0110	神戸西警察署の管轄区域		
妹 尾 一 男				
神 田 清 憲				
金 井 英 一				
安 福 ま ゆ み				
中 村 喜 一				
藤 村 治 己				
花 崎 一 男				
池 本 俊 六				
中 垣 千 秋				
岡 本 正 芳				
魚 住 宏 子				
齊 藤 利 秋				

田 澤 貴美子	神戸北警察署 (078) 594-0110	神戸北警察署の管轄区域
木 下 隆 嗣		
吉 田 壯 市		
清 水 堅 二		
野 村 久		
伊 藤 健二郎		
大 野 謙		
畑 政 志		
近 藤 嘉 邦		
坂 口 登祺雄		
伊 谷 正 弘		
堀 井 由紀江		
西 田 守 行		
森 上 克 己		
工 藤 栄 吉	有馬警察署 (078) 981-0110	有馬警察署の管轄区域
古 舞 正 幸		
荒 木 操		
垣 見 辰 雄		
森 健 至		
松 井 一 夫		
永 原 隆		
向 昌 雄		
洞 利 男		
伊 東 早惠子		
里 仲 一 介		
塚 本 誠 示		
山 田 吉 松		
溝 田 悟		
鈴 木 進	芦屋警察署 (0797) 23-0110	芦屋警察署の管轄区域
松 村 摩耶子		
田 中 道 彦		
鈴 木 修 二		
原 田 美 加		
増 田 育 代	西宮警察署 (0798) 33-0110	西宮警察署の管轄区域
原 田 勉		
高 橋 弘		
田 中 良 明		
山 中 稔 祐		
三 宅 達 夫		
木 戸 雪 雄		
西 受 秀 文		
前 中 勝 次		
谷 勝 広		
蘆 田 勝 也		
友 安 義 昭		
中 野 廣 一		

嘉 本 陽 子	甲子園警察署 (0798) 41-0110	甲子園警察署の管轄区域
道 下 和 代		
荒 井 律 子		
田 淵 増 治		
小 田 正 昭		
黒 岩 優		
那 須 孝 徳		
元 山 義 文		
畑 晴 實		
青 木 修		
船 田 定		
中 橋 俊 敬		
太 田 整		
早 川 之 男		
岸 尚 子		
大 谷 快 三		
中 川 美 智 子	尼崎南警察署 (06) 6487-0110	尼崎南警察署の管轄区域
金 地 悦 子		
中 島 一 美		
佐 藤 至 宏	尼崎東警察署 (06) 6489-0110	尼崎東警察署の管轄区域
野 村 康 弘		
並 河 昭		
小 林 健 次		
橋 尚 誠	尼崎北警察署 (06) 6426-0110	尼崎北警察署の管轄区域
斎 藤 熙		
富 田 茂 雄		
河 越 稔	伊丹警察署 (072) 771-0110	伊丹警察署の管轄区域
赤 井 哲 男		
野 田 得 次	川西警察署 (072) 755-0110	川西警察署の管轄区域
青 池 孝		
田 中 仁		
山 下 智 之		
江 畑 雅 彦		
井 上 佐 江 子		
日 野 ゆ う 子		
敷 地 勝 成		
八 木 下 榮 一		
松 田 菊 次	三田警察署 (079) 563-0110	三田警察署の管轄区域
森 田 嘉 信		
高 畠 治 一		
藤 本 紀 一		
岡 洋 太 郎		
川 嶋 俊 幸		
藪 垣 利 和		
小 林 光 男		
上 川 純 子		
今 垣 均		

田 中 弼	明石警察署 (078) 922-0110	明石警察署の管轄区域
瀬戸川 浩		
岡 野 正 義		
住 田 博 美		
中 谷 佳 弘		
小 川 淳		
梅 本 哲 夫		
吉 川 一 幸		
菊 田 明 雄	三木警察署 (0794) 82-0110	三木警察署の管轄区域
藤 田 恵美子		
油 谷 正		
藤 本 和 夫		
藤 井 照 江		
黒 河 香代子		
田 中 和 代		
矢 野 不二子		
富 田 栄 子	加古川警察署 (079) 427-0110	加古川警察署の管轄区域
水 田 直 子		
小 中 逸 子		
岩 本 秀 治		
前 田 恵津子		
浅 見 正 三		
松 原 孟		
森 時 彦		
石 原 正 行	高砂警察署 (079) 442-0110	高砂警察署の管轄区域
荒 田 孝 一		
高 見 はや子		
麻 原 秀 昭		
岩 本 高 之	姫路警察署 (079) 222-0110	姫路警察署の管轄区域
竹 内 弘 美		
肥 後 充 範		
室 井 節 男		
渡 辺 益 太	相生警察署 (0791) 22-0110	相生警察署の管轄区域
石 原 啓 良		
上 月 公 和		
永 田 博 幸		
渡 来 重 晴		
高 井 康 博		
西 山 良 之		
岡 部 丈 一		
松 本 忠 美	相生警察署 (0791) 22-0110	相生警察署の管轄区域
加 古 敏 明		
平 田 幹 和		
赤 松 友 一		
惣 田 尚 弘	相生警察署 (0791) 22-0110	相生警察署の管轄区域
赤 田 義 明		

正 誤

○平成25年 4月19日付け（兵庫県公報第2484号）

兵庫県告示第653号（総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
6	下から10	宝塚	伊丹